

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第一課

1. 基本情報

国名：ケニア共和国（ケニア）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2020 年 9 月 18 日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ケニアにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

1) 行政機能の改善

ケニア政府は、同国の長期国家開発計画である「Vision2030」において、2030 年までの中所得国入りを目指している。また、当目標を達成するにあたっての分野横断的な課題として、各開発課題を取り扱う政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築が挙げられており、その解決のための支援として「人材育成奨学計画」（以下、「本事業」という。）が位置付けられる。

「Vision2030」やその中期計画を示した「第三次中期計画（2018-2022）」においても、「公共サービス改革」や「公共セクターの能力強化」が重視されている。AB 本事業は、我が国の知見を基にケニア行政官の人材育成を行い取り組むべき開発課題における政策運営能力の向上に資するものであり、実施の意義は高い。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対ケニア共和国国別開発協力方針（2012 年 4 月）では、「持続的な経済・社会の発展の促進」を基本方針とし、①経済インフラ整備、②農業開発、③環境保全、④人材育成、⑤保健・医療を重点分野として定めている。また対ケニア共和国 JICA 国別分析ペーパー（2018 年 3 月）においても、①経済インフラ整備、②産業開発、③農業・農村開発、④ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、⑤環境を重点分野としている。

1) 行政機能の改善

開発課題として、「中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上」「経済計

画/政策及び公共財政管理/公共投資管理に係る能力向上」「法律策定・運用に係る能力向上」「都市及び地域開発計画/政策に係る能力向上」が含まれる。

ケニアはウガンダ共和国等の内陸国への玄関口の役割を担い、また名目 GDP は東アフリカ共同体六カ国合計の 46% を占める等、自由で開かれたインド太平洋構想において、地理的・経済的に重要である。また同国への本邦企業進出数は 54 社とサブサハラアフリカ地域において第二位であり、同国の開発進展は日本企業にも裨益する。更に我が国の同国への協力規模はアフリカ域内最大であり、首都ナイロビでの TICAD VI 開催等、我が国の対アフリカ支援における重点国である。

本事業は、我が国の知見を基にケニア行政官の人材育成を行い、開発課題における政策運営能力の向上に資するものであり、実施の意義は高い。

また、本事業は、上述の国際公約や我が国及び JICA の援助方針・分析に合致することから、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）のゴール 4（包括的かつ公平で質の高い教育）に貢献する。

（3） 他の援助機関の対応

同国において本事業と同様に行政官の育成を主な目的とする留学事業は英国政府奨学金（コモンウェルス奨学金）、中国政府奨学金及び韓国国際協力団の奨学金事業がある。他に、公務員だけでなく民間セクターも含め広く優秀な留学生を公募するものとしては、インド政府奨学金、英国政府（チーヴニング奨学金）等の奨学金プログラムがある。

3. 事業概要

（1） 事業目的

ケニアの政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（2） プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（3） 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 13 名（修士課程 12 名、博士課程 1 名）の留学生が、本邦大学院において、ケニアにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援す

るもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期¹分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 1 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

239 百万円（概算協力額（日本側）：239 百万円、ケニア側：なし）

(5) 事業実施期間

2020 年 7 月～2025 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ケニアにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ケニア政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財務省、公共サービス・ジェンダー省、在ケニア日本大使館、JICA ケニア事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA はアフリカ地域で「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）」（以下、「ABE」という。）を実施中。ABE は産業振興を通じた開発課題の解決に資する人材の育成、及び日本企業によるビジネスを促進する人材の育成を目的に、行政官のみならず民間人材も重点的に受け入れている。本事業は、行政官を対象に、分野横断的に行政官として必要な能力の強化を目的とすることで、ABE や他の研修事業との相互補完、相乗効果発現を狙う。

2) 他援助機関等の援助活動

同国において類似奨学金事業を実施する主な他国政府として韓国、英国、中国等が挙げられる。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類： ■ (GI) (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<活動内容/分類理由> 本事業において、ジェンダー主流化のための直接の

¹ 入学年度ごとに計画を分け、2020 年度募集 2021 年度入学者分の計画を第 1 期とし、以後第 4 期まで毎年継続的に同一事業内容、同一大学への受入を実施する。

活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2020 年)	目標値 (2026 年)
留学する学生数 (人) : 修士	0	12
留学する学生数 (人) : 博士 ²	0	1
留学生の学位取得率 (%) ³	0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

近年、国を超える奨学金プログラムの世界では、起業・財団などによる受け

² 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

³ 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

入れ等多様化してきており、優秀な学生の人材獲得競争が活発化している。過去の他国における人材育成奨学計画においても、若手行政官の高学歴化により留学ニーズの低下が見られており、今後も価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるために、工夫をこらす必要があるとされている。

本事業では、優秀な留学生の確保を行うために、訪日留学生選定の対象省庁を拡大の上、日本政府・JICA の他の奨学金プログラムとの役割分担と併せて改めて整理し、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう、対象層の明確化を行う予定。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、行政官等の育成の推進を通じて政策運営能力の向上に資するものであり、SDGs ゴール 4「包括的かつ公平で質の高い教育」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上